

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課
「IT革命を推進するための電気通信事業における
競争政策のあり方」担当殿

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策のあり方」
に関する意見

千代田区大手町1-9-4経団連会館
電気事業連合会 事務局長 海部 孝治

電気通信審議会におかれては、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策のあり方」の審議に当たって、この度、その主な論点を公開されましたが、その一つの「地域通信市場における実質的な競争の導入方策」の中には、「線路敷設の円滑化方策」があげられております。このいわゆる線路敷設権問題につきましては、設備を提供する立場の電力会社にとり、特に重要な問題と認識しておりますことから、線路敷設権問題へのこれまでの取り組み、法制化における問題点などについて、私どもの意見を述べさせていただきます。

1. 電力会社としての取り組み

各電力会社は、昨年3月、「電柱」の共架条件の公平化・透明化を図る観点から電柱共架に関するパンフレットを作成し、共架料金・条件、対応窓口等を公表するとともに、通信事業者の方々からの利用申込みに対して、公平かつ公正な運用に努めてまいりました。

ここ1年間の実績をみても、全国で約20万本の共架申し込みがあり、技術的に不可能な場合などを除き、全数について応諾いたしており、通信事業者の方々からの線路敷設は円滑に進んでいると認識しております。

ただ、「管路・洞道」等については、これまで利用申込みが殆どなかったことから、通信事業者の方々には貸与している実績は少数にとどまっております。

しかし、通信事業の進展を背景に、国内外の通信事業者の方々から「管路・洞道」についても利用を求める声が強まりつつある現状を先取りし、本年6月から7月にかけて、各電力会社は電柱共架と同様に利用条件を整備・明確化し、パンフレット等においてその内容を公表したところであります。

このように、電力会社は通信事業者の方々からの設備の利用要請に対し、電

力の安定供給の確保を図りながらお応えしており、通信事業の発展に最大限に貢献してまいっているものと認識しております。

2．線路敷設権の法制化における問題点

このように、電柱共架を巡る自主的な商取引が当事者間で特に支障なく行われている現状において、各電力会社が保有する電柱等の設備の開放を取って線路敷設権の法制化によって義務づける必要性はないものと考えております。

このことは、本年3月に公表された「線路敷設権」関係省庁レビュー会議における結論においても、「線路敷設の円滑化が進展している現状等から事業者に対して設備の提供を新たに法律により義務づける必要性を見出すには至らなかった」と報告しておられることから明らかであります。

また、通信事業者の方々のみにこうした線路敷設にかかる特権が与えられることは不合理といわざるを得ません。

さらに、「ボトルネック設備であるから開放義務づけが必要」との議論もありますが、電力会社の「電柱，管路等の施設」以外にも通信ネットワークを構築する選択肢はあることから、ボトルネック設備と断言することは早計に過ぎると考えております。

このような中で、敢えて設備の開放を法制化により義務づけてしまうと、具体的には次のような問題が生じてまいります。

現在、電力会社の電柱は約7割が民地に建てられていることから、土地利用の制限や美観上の理由などで毎年膨大な数の移転要請が地権者から寄せられ、各電力会社においてはその対応に忙殺されております。このような状況において、線路敷設権の法制化により共架が義務づけられることになると、移転に伴う地権者および通信事業者間の調整が一層複雑になるとともに、移転要請も増加し、それに伴う電力会社の労力やコストの負担が膨大なものになることが危惧されます。また、このような事態は、新たな電柱設置に当たって地権者の同意を得ることを一層困難にし、ひいては今後の設備形成にも支障を来すことになりかねません。

3．まとめ

電力会社にとっては、お客さまに電気を安定して供給することが基本的な責務であり、そのための設備について安易な開放義務づけを行うことは、今後の

設備形成・維持への影響、私的財産権の制限、規制の最小化への逆行など、多くの問題を内在しており、容認されるものではありません。

こうした観点から、「地域アクセス網における実質競争の実現方策に関する研究会」が先般提言されたような電気通信事業法73条等を根拠とする法制化は厳に避けるべきと考えます。それよりも、当事者間の合意を前提に設備保有者が設備利用のための条件整備を行い、公平・公正な運用を図ることで、本審議会が目指しておられる通信事業における競争環境の整備という目的は十分に実現可能と考えます。

電力会社としては、高度情報通信社会への実現に向け、通信線路の円滑な敷設が重要であることは十分認識しており、今後とも最大限の協力をしていく考えであります。

以 上